

平成31年第2回 大山町教育委員会 議事録

日 時 : 平成31年2月27日 (水)

午前9時30分～

場 所 : 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	林原浩子	4番	金田吉人
----	------	----	------	----	------	----	------

欠席委員 なし

教育長 鷺見寛幸

その他の出席者 教育次長 (佐藤)、幼児・学校教育課長 (森田)、社会教育課長 (西尾)、

幼児・学校教育課参事兼学校教育室長 (前田)

参観人 0人

日 程

1. 開会宣言 (午前9時30分)

教育長 ただいまから第2回大山町教育委員会を開会する。
日程については、配布資料のとおりである。

2. 議事日程の報告

教育長 会議時間については、午前9時30分から終了目標を午前11時00分とした
い。

日程第1 会議時間の決定

自 午前9時30分 至 午前11時00分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

教育長 1月24日～2月27日までの報告事項、今後の予定について説明
(下記は主な内容)

- 1月29日から嘉手納町人材育成交流事業があり、嘉手納町から訪問団が来町し大山町の子どもたちと交流した。29日に歓迎式典、1日にお別れ会を行い、スキーなどの交流を行った。
- 2月3日に大山町百人一首大会が行われ今大会から競技カルタをしている高校生や大学生にデモンストレーションや審判をしてもらった。今までどおりたくさんの参加があり盛り上がった。
- 2月14日から思い出給食ということで禅バーガーを町内3中学校の3年生に提供した。(14日大山中、15日名和中、19日中山中)

日程第3 議案 第1号

大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

社会教育課長 議案第1号について説明させていただく。文化財室が町長部局に移管する関係で、これまで「教育長・教育委員会」名で行ってきた様々な業務を「町長」名で行うこととなる。そのため文言の一部を改正する。

委員 文化財保護審議会の定数が10人以内から12人以内に増えているが、移管に伴いこのようになったのか。

社会教育課長 教育委員会部局では、文化財保護審議会を置くことができるとなっているが、町長部局では、必ず置かなければならないとされている。そのため、必ずしも12人いなければならないわけではないが、状況を見ながら専門性を高めるため専門家が増やせるよう定数を改正する。

全委員 了承。

日程第4 議案 第2号

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

幼児・学校教育課長 議案第2号について説明させていただく。教育研究所の役割の1つであった「町誌編纂」の取組もひと区切りすることとなった。今後は、授業研究に関することや保育士・教職員の指導力向上に関すること、児童生徒の支援・指導に関することが中心となる。そういった経過をふまえて、教育研究所の名称を教育支援センターに改めることとなったものである。

委員 教育支援センターの業務に、児童生徒の支援・指導に関することが追加されたが、不登校の子どもへの支援も含まれるのか。

幼児・学校教育課長 児童生徒の支援・指導に関することは寺子屋の業務である。今までも不登校の子どもへの支援は寺子屋で行っていたが、そのことが規則に明記されていなかったため今回追加するものである。

全委員 了承。

日程第5 議案 第3号

大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則について

幼児・学校教育課長 議案第3号について説明させていただく。大山町教育委員会事務局の事務専決及び代決に関して、課長や参事等の役割が明確に定められていなかった部分について改正する。

全委員 了承。

日程第6 議案 第4号

大山町立学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について

幼児・学校教育課参事

議案第4号について説明させていただく。これまで、教職員が毎年提出していた「自家用自動車登録申請書」について、記載内容に変更ない場合は提出を求めず、新たに更新の記録欄を設け、事務手続きを簡略化する。また、「旅行伺・自家用自動車公務使用許可申請書」については、出張前後に休暇等を取得したかどうかをすぐに分かるような書式とし旅行復命書については、本来不要な教頭・事務の欄を削除し事務作業の軽減を図る。

全委員 了承。

日程第7 議案 第5号

大山町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱について

幼児・学校教育課長

議案第5号について説明させていただく。3歳未満児の一時保育では完全給食を実施しているが、3歳以上児については弁当を持参してもらっていたが3歳以上児も完全給食を実施する。それに伴い3歳以上児の利用料を3歳未満児の利用料に合わせて1人当たり2千円に改正する。平成31年4月1日施行。

全委員 了承。

日程第8 議案 第6号

大山町立中学校部活動全国大会派遣費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

幼児・学校教育課長

議案第6号について説明させていただく。補助を受けた者がやむを得ない理由により全国大会等に行けなくなった場合に発生するキャンセル料を補助するという内容を追加する。

全委員 了承。

日程第9 議案 第7号

鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について

幼児・学校教育課長

議案第7号について説明させていただく。障がいのある児童生徒の就学支援審査事務を行うにあたって、協議会の会長を町村長から教育長に変更する。また、委員の人数も7人から6人に変更となる。平成31年6月1日施行。

全委員 了承。

日程第10 議案 第8号
平成30年度 準要保護児童生徒の認定について
申請児童生徒数 1人 認定児童生徒数 1人

日程第11 議案 第9号
平成31年度 準要保護児童生徒の認定について
申請児童生徒数 17人 認定児童生徒数 17人

日程第12 議案 第10号
大山町公民館規則の一部を改正する規則について

社会教育課長 議案第10号について説明させていただく。公民館の休館日に関して、根拠法令を誤って記載していたため改めるものである。

全委員 了承。

日程第13 議案 第11号
大山町図書館管理運営規則の一部を改正する規則について

社会教育課長 議案第11号について説明させていただく。図書館の休館日に関して、規則上では祝日のみを休館日と規定しており、国民の休日が休館日になっていなかった。今までの実態に合わせて国民の休日も休館日になるよう改めるものである。

全委員 了承。

3. その他

- ・卒業式、入学式の告辞について
- ・上中山水泳プールについて
- ・3学期版標準学力調査の結果について
- ・全国体力・運動能力調査の結果について
- ・大山町立学校転出教職員の挨拶式及び転入教職員の挨拶式等について

4. 次回の開催日程 平成31年3月26日（臨時教育委員会） 午後1時30分～

5. 閉会宣言（午前11時11分）